武器貿易条約(ATT)

●通常兵器の国際貿易を規制する初の普遍的な条約。我が国等７か国が主導して作成。
（我が国の他，アルゼンチン，英，ケニア，豪，コスタリカ，フィンランド）
●２０１３年４月に国連総会で採択。我が国は，署名開放日の６月３日に署名。
●２０１４年２月現在，署名国数１１６，締約国数１１（５０か国の締結により発効）。

条約概要

通常兵器の国際貿易を規制するための国際的な基準を確立し，不正な取引等を防止する。【第1条】

規制対象*となる通常兵器

通常兵器【第2条】：戦車，装甲戦闘車両，大口径火砲システム，戦闘用航空機，攻撃ヘリコプター，軍艦，ミサイル及びその発射装置，小型武器及び軽兵器

*規制対象となる活動【第2条】：輸出，輸入，通過，積替え，仲介

締約国の主要な義務の例

・国際貿易を管理するための国内制度を整備する【第5条】

・安保理決議等に違反する場合は，移転を許可しない*【第6条】

・人道法・人権法の重大な違反等となる可能性を評価し，その危険性が高い場合は輸出を許可しない*【第7条】

*輸出規制は，弾薬類（通常兵器により発射され，打ち上げられ，又は投射されるもの）【第3条】及び部品・構成品（輸出が通常兵器を組み立てる能力を提供する方法で行われる場合）【第4条】にも適用される。

意義

●国際社会による通常兵器の貿易管理を強化し，国際社会の平和と安定に寄与。
●通常兵器の規制に関する取組で，我が国の主導的役割を継続。